

「インタビュー」

ゲイ当事者 大塚 隆史さんが語る

（） 同性婚など

編集部

大塚隆史さんは、昨年6月、NHKEテレ・ETV

特集「Love・1948～2018～多様な性をめぐる戦後史」で自身のゲイとしての歩みとその運動を語りました。それをもとにお聞きして編集部がまとめたものです。

（編集部）

1 性的少数者を巡る状況

私が、思春期だった頃（1960年代）はゲイとかレズビアンというのは、精神病とか人間失格みたいに思われ、「変態」という語で否定的に扱われていました。それに比べれば、今は先進国では同性婚が可能の情報が入ってくるし、日本でも2月14日、札幌、東京、大阪と一緒に十三組のカップルが「同性婚を認めないのは憲法違反」と裁判を起こすまでになっています。

これは、ゲイ解放運動のおかげで、「自分達はオラリー・バー店主。TBSラジオで初のゲイパーソナリティとして1979年～80年放送。著書に『二丁目からウロコ』『二人で生きる技術』など。

さらに芸能人やスポーツ選手とかがゲイであると力



大塚さんの略歴

1948年、東京・目黒区生まれ。

東京教育大附属駒場中・高校卒、多摩美大卒。造形作家・ギャラリー・バー店主。TBSラジオ

で初のゲイパーソナリティとして1979年～80年放送。著書に『二丁目からウロコ』

『二人で生きる技術』など。

ミングアウトしてもそれほどネガティブな反響が無くなっています。

実際に同性が伴侶として共同生活をしている例は、かなりあるはずです。私も伸二と暮らしています。その体験をもとに『二人で生きる技術』（ポット出版・

2009年）という本を出しました。私の目の黒いうちに同性婚が法的に承認されないとみて、伸二とは養子縁組をしていました。遺産相続など限定的ではあります、法的な保護を受けられます。

但し、同性婚が承認されるようになつてから、養子縁組を解消して、婚姻に変えることはできない法制度です。それを可能にしようと裁判に訴えている海外の事例もあります。

都内の渋谷区や世田谷区では区役所が、求めに応じて同性の伴侣に証明書を発行していますが、婚姻と認めめる法的な効力はありません。家族であると証明しても、扶養手当の支給や他の税制上の措置は受けられません。かつては事實上の伴侣を家族扱いしないので、病気入院・手術などの緊急時でも会わせないとか手術同意書にサインを認めないなどの不合理がありました。先述の人々は、このような差別は、憲法の法の下の平

等に違反すると訴訟を起こしたのです。当然ですが、それに反発する人々がいます。ネット上では過激な悪罵が流されています。この訴訟に対する反響は、今のLGBTを巡る状況をはつきり表わしています。

2 ブチ色のイメージが現状

性的少数者の現状を、イメージで喻えるとホルスターイン牛の白黒のように進んだ面、遅れた面が併存していると言えます。同性婚を憲法に基づき求める人ひとの隣に、一橋大法科大学院の男子学生の自死のような悲劇があります。4年前、彼がゲイであることを告白したのを契機に起こったのです。

自分の家族環境や社会的環境の中で、自分を解放できない人達がいるのです。それを旧態依然だと非難は出来ないでしょう。

他方、アライ（同盟）といつて自身は性的少数者ではないが、同性婚にも賛成し、その運動を支持する人々も増えていて希望がもてます。

ですから、性的少数者に対して差別があるか否かの議論になると、どちらでも言えるわけです。差別が無くなっている方向で強調することもできるし、その逆

に自死さえ起つる例で差別が強いということもできます。それのどちらも間違いでないから事態は複雑だという認識が大切だと言えましょう。

3 性的少数者と憲法

さらに問題なのは、明治憲法に戻ればいいと単純に考へている人々の層があり、その上に立つてゐる政治家がそれを利用してゐるか、自身がそう信じてゐるのか、平氣で性的少数者を誹謗することです。「LGBTのカップルは生産性がない」と雑誌に寄稿した国会議員が取り消しも謝罪もしていません。

夫婦別姓にも、それが家族を壊すのではないかと認めない歴史を見れば、かつては夫婦別姓だったのですが。今の憲法は、個人の尊厳を守るのを原理としていますから、同性婚を認めるのは当然です。「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」（第24条）は、結婚当事者が親や親戚など周りから強制されるのではなく、当人同士の合意が何より大切という考え方です。同性が結婚するという発想がない時代のものです。両性を男女と狭く解釈しなくていいのです。

第13条の幸福追求権など他の条項とも総合して見る

と、同性婚が承認されるのは当然だと思います。これから裁判の場ばかりでなく、多数の議論になるとみますが、今の憲法を改めて学ぶチャンスになればいいことです。性的少数者の権利は、現憲法で十分に守られているし、さらに解釈も豊かにしていくれると思います。人種、性別などで差別されないという条文の他に、性的指向などが入ればよりいいことです。ただ、それがなくとも民法とか他の法で補えるし、行政の中でも実際に性的少数者の権利を守ることはできるでしょう。

他方「日本会議」の人たちは、戦後ずっと草の根運動のように憲法改正＝「明治憲法に戻す」をやつてきたからあそこまで来ています。その支持者は本当に個人よりも臣民に戻りたいのでしょうか。それに負けないように、憲法を守る草の根的運動が私たちにも大事だと考えます。

先にも述べたアライの運動が、必要です。当事者でない人達が、当事者の求めることを支持して、そうなれば両者がともに暮らしやすくなる、よりよい社会になると同盟を結び協力していくことなのです。

4 教育関係者に望むこと

まずは精確な知識を「性的少数者をめぐる状況は、先に述べたように「ぶち状態」です。だから何処から見るかで景色がまるで違う。たまたま、白の地点で見れば、「問題ないではないか」となり、黒の地点から見ると「大変だ、可哀そうだ」となります。どの地点から見ているのかを常に意識していただきたい。

性的少数者と一括りにして見ないで、ゲイ、レズビ

アン、バイセクシャル、トランスジエンダーと、それぞれの個性を精確に知つて対応することです。

やや歴史的に見ると、ゲイ・リベレーション＝ゲイ解放運動は、性的少数者を基本的にゲイという語で全てカバーして、レズビアンの人も「I AM GAY」と語っていた時代があつたのです。時代が進むにしたがつてレズビアンの人達も主張するようになり「ゲイ&レズビアン」という語の時期がありました。

さらに世の中全般に男女格差があるのと同様に、性的少数者の問題にもその格差があるという前提で観て欲しいのです。

そしてバイセクシャルの人達も自分たちを主張するようになり、トランスジェンダーの人達も自分たちなりの問題を主張すべく、LGBTとなつたのが経過で

す。L・G・Bというのは自分がどういう性別の人を好きかという性的指向の括りです。Tは、自分の性別自認の問題で言葉の持つ方向性が違うのです。

このように複雑な個々の特徴を精確に学ばないと対応できなくなることを分つて貰いたいのです。私には、LGBTという語が便宜的なもので独り歩きしている感がします。

例えば、俳優のAさんが、「LGBTを告白」などと聞くと違和感があります。ゲイだとかBなどわかるのですが、言葉の意味を理解していれば、この言い方が不正確なのはわかるのではないでしようか。

今は、LGBTではセクシュアリティ（性に関わる身体的行為や表象の総体）の全てを表せないので、それから漏れる人々が次々と出てきます。Aセクシュアルという同性にも異性にも恋愛感情を持てない人々の存在が、最近では知られるようになってきました。

どこにも居るという認識で、どのクラスにも当事者がいるという前提で臨んで欲しいのです。私は中学生の時、声が高かつた。「ハイ」といった時に担任が「なんだ、女みたいな声出して」と何気なく言つたのですが、いい気はしませんでした。その時感激したの

は、クラスメイトの何人かが、休み時間に一緒に担任の所に行き、「さつきのはおかしい」と抗議してくれたのです。

その頃は、簡単に「女っぽい」とか「男っぽい」とか「キモチワルイ」と反応するのが当たり前と思われていて、男同士で仲良くしていると「お前らホモみたいだな」と軽口のつもりで言う教師がいました。これでは悪意が無くとも「ホモはいけない」というメッセージージを子どもたちに与えてしまします。マイノリティにも多数者にも配慮した言動が常に求められるのが、教師の専門性だと言えるでしょう。

性教育は早期から…私は、小学校に上がる前から、男の子に惹かれて、それを自覚もしていました。年齢に応じた性教育は必要です。ただ平均的な中身は決まっていないから、個々に合った教える内容が問われます。幼児には性の関心がないなどは幻想です。幼稚園児にもふさわしい性教育が研究されるべきです。男の子が男の子を好きになる、女の子も女の子を好きになる、そして人に恋愛感情を抱かない人だつていふかもしれないと教えるのは大切だと思います。

最近、レズビアンの二人の母さんがいる小学生が、

学級でそれを発表して、多様な家族があるのを皆で学ぶというマンガがあるのを知りました。レズビアンの自覚がなくて結婚して子どもができ、離婚して親権は母親に移るのが多いから、このような家族は実在します。性教育は、特に世界の動向を知つて目を開くことが求められるでしょう。多くの学ぶ点が得られます。カミングアウト：もしも、子どもからゲイだ、レズビアンだ、と告白されたらどうしますか。私はまず「ありがとうございます」と言うべきだと考えます。そこに至るまでの葛藤やどれほどの決意がいるかを想像して欲しいからです。

自分は男に惹かれると気づくと、そんなはずないという意識とゲイだという意識が自分で闘つのです。そして自らゲイだと受け入れるのが第一のカミングアウト。

次に他者との関係でそれが出てきます。そして他人が、色々あつても最終的に受け入れてくれるし信頼できる関係が築かれる。そういう信頼関係が他者との間に徐々に築かれていく中で、カミングアウトが可能になるのです。その根底には信頼関係を築きたいという欲求があることを重視したいものです。

親との間ではカミングアウトが難しいと言われていますが、本当の信頼関係を築くには避けて通れない道でしょう。

教育関係者は、性的少数者について広く深い知識をもつこと、何処にもいると認識すること、カミングアウトには感謝の念をもつて対応することの三点を強調したいのです。

5 まとめに代えて

日本の性的少数者の問題は、他の貧困や格差、相対的に世界経済の中で、我が国経済が沈み込むなどと関わって難しくなっています。それでも社会の私たちへの関心は、マスコミの出現度を見ても十数年前とは比較にならないほど多くなっています。

「ゲイなんていらない」と思っていたのに、出てきて同性婚まで求めるようになつた。明治の時代を懐かしむような人々は、何とかしなくてはと、ありとあらゆるマイナス情報を流してきます。それが、先に述べたブチ模様の黒いところにいる人に襲いかかってしまいます。子どもたちは、一番の被害者かも知れません。ましてセクシャリティについての知識もなく、ネガティ

ブな情報が蔓延して、それに身構えていなければならぬ子どもたちは、辛いでしよう。

学校は、もつともっと多様性を認め、個性を育てるようになつて欲しいと思います。みんなと同じにと同調性を求める学校の文化は改められないでしようか。いじめによる死が、努力にも拘わらず学校からなくななりません。多様な個性を認めない学校文化がその土壤になつていると言えないでしようか。

欧米諸国だつて、性的少数者に寛容ではなかつたのです。キリスト教の権威は長い間、同性愛を否定していました。今でもそうだと言えるでしょう。それとの長い闘いで同性婚をも勝ち取ってきたムーブメントに学びたいと思います。

同性婚が合法化された国は、一九六〇年の二四七ヶ国で、さらに増える趨勢です。二〇〇一年にオランダが最初に認めてからカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、南アフリカ、と続き、アジアでは台湾がこの五月から合法化します。

G7では日本だけが未承認国。先進国を自認するなら私たち国民も真剣に考える時でしょう。差別をなくして、住みやすい社会にするために。
(文責・吉田)